

目次

第1章 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（基本サービスの内容）	1
第5条（オプションサービス）	2
第6条（利用契約の単位）	2
第2章 サービスについて	2
第7条（機器）	2
第8条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）	3
第3章 雑則	3
第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）	3
第10条（放送内容の変更）	3
第11条（損害賠償の免責および特約事項）	3
付則	4
●「MANSION LAN3年コース」に関する特約	4

ケーブルテレビジョンサービス契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社の定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびケーブルテレビジョンサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、ケーブルテレビジョンサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

- 基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線1回線から、3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
機器	基本サービスの利用にあたって使用するSTB、Hit Pot、BD-Hit Potおよび付属品の総称
セットトップボックス（専用チューナー）	当社が提供する、デジタル放送を受信するために必要な機器
STB	デジタル録画機能のついていないセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
Hit Pot	デジタル録画機能のついたセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
BD-Hit Pot	Blu-rayドライブ内蔵のHit Pot
Hit Pot等	Hit PotおよびBD-Hit Pot
B-CASカード	地上デジタル、BSデジタル放送用ICカード
C-CASカード	専門チャンネル用ICカード
CASカード	B-CASカードおよびC-CASカード
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第4条（基本サービスの内容）

当社は、加入者に地上デジタル放送、BSデジタル放送およびCSデジタル放送（テレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送）のうち当社が定めた放送の同時再送信および自主放送を提供します。

- 基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。

サービス品目

マックス、ビッグ、アルファエース、ミニ、施設利用サービス

3. 当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第5条（オプションサービス）

基本サービスで提供するオプションサービスは次の通りとします。

- (1) オプションチャンネル
- (2) 番組案内誌

2. 当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。
3. オプションチャンネルの種目は次の通りとします。

オプションチャンネル種目	
J SPORTS 4 HD、テレ朝チャンネル1、東映チャンネル HD、衛星劇場 HD、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、TBSチャンネル1・2セット、フジテレビワンツーセット、フジテレビ ワンツーネクスト、フジテレビNEXT、グリーンチャンネルHDおよびグリーンチャンネル2 HD、KBS World、Mnet、KNTV HD、TAKARAZUKA SKY STAGE、CNN U.S. HD、WOWOWプラス、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル	

4. サービス品目の「マックス」または「ビッグ」では、サービス内容に次のオプションチャンネル種目があらかじめ含まれるものとします。

サービス品目	オプションチャンネル種目
マックス	テレ朝チャンネル1、TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、フジテレビ ワンツーセット、KBS World、WOWOWプラス、日テレプラス
ビッグ	TBSチャンネル1、TBSチャンネル2、日テレプラス

5. サービス品目の「マックス」では、サービス内容に番組案内誌があらかじめ含まれるものとします。

第6条（利用契約の単位）

利用契約の締結は、加入者引込線1回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とします。）毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

第2章 サービスについて

第7条（機器）

サービス品目のうち「マックス」を利用する場合、加入者はHit Pot等の貸与を受けるものとし、その他のサービス品目はセットトップボックス（専用チューナー）の貸与を受けるものとします。

2. セットトップボックス（専用チューナー）には、CASカードが付属します。CASカードの取り扱いについては、次条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
3. 当社は、加入者が購入したセットトップボックス（専用チューナー）が設置された日から24ヵ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社

が定める必要な措置を講ずるものとします。

4. 加入者が当社より貸与を受けるセットトップボックス（専用チューナー）について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はセットトップボックス（専用チューナー）の交換を請求できないものとします。
5. セットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約から通信機能を利用できない場合があることに同意するものとします。
6. セットトップボックス（専用チューナー）は、技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信を行う場合は、加入者の責任において行うものとします。
7. 第3項および第4項の規定によりHit Pot等について当社が定める必要な措置を講ずる場合、および加入者がHit Pot等を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該Hit Pot等の記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第8条（B-CASカードおよびC-CASカードの取り扱いについて）

B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。ただし、4K放送に対応した機器を利用する場合はB-CASカードは付属しません。

2. C-CASカードを必要とするセットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、セットトップボックス（専用チューナー）の購入、貸与の別にかかわらず、セットトップボックス（専用チューナー）1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックス（専用チューナー）の解約または契約の解除後は、速やかにC-CASカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返還を請求することができるものとします。
3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
4. 加入者が故意または過失によりCASカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第3章 雑則

第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

第10条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任は負わないものとします。

第11条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第9条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

2. 共通約款第17条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第18条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日

本放送協会（以下「NHK」といいます。）の受信料（衛星契約を含みます。）、株式会社WOW WOWの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任も負わないものとします。

3. 当社は、視聴状態の確認を行うために、共通約款第40条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックス（専用チューナー）と電気信号による通信を行うことができるものとします。
4. 当社は、Hit Pot等の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第7条（機器）第7項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該Hit Pot等に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、加入者が、機器の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。
- (2) 一括加入、業務用等については別に定めるものとします。
- (3) セットトップボックス（専用チューナー）の購入は2021年5月31日に受付を終了しています。
- (4) 集合共同引込にて基本サービスを利用している加入者は、利用契約後に当該建物基本契約が「しながわ光 施設利用サービス」または「しながわ光 アpartment サポートプラン」に変更された場合であっても、現在利用している基本サービスを継続して利用することができます。ただし、基本サービスの変更、もしくは、加入者が「しながわ光 テレビジョンサービス」に利用契約を変更した後に基本サービスへ契約を戻す変更はできません。
- (5) 基本サービス約款は、2022年7月1日より施行します。

●「MANSION LAN3年コース」に関する特約

1. (申し込み)

- (1) 「施設利用サービスサポートプラン for MANSION LAN」契約の物件に居住している場合、かつ、料金表に定める要件を満たす場合、加入者は「MANSION LAN3年コース」を申し込むことができるものとします。なお、「MANSION LAN3年コース」は、一加入者につき、料金表に定めるサービス品目の1台目に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者が当該「MANSION LAN3年コース」を複数申し込むことはできないものとします。
- (2) 「MANSION LAN3年コース」と、しながわ光 お得パック・お得パック利用規約に定める「お得パック」をあわせて申し込むことはできないものとします。
- (3) 「MANSION LAN3年コース」の契約期間中は、料金表の「まとめて割引」が適用されないものとします。

2. (契約期間)

- (1) 「MANSION LAN3年コース」の契約期間は次の表に定める通りとします。

品目名	契約期間
MANSION LAN3年コース	3年

- (2) 契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3. (月額利用料)

「MANSION LAN3年コース」の加入者が支払う月額利用料は料金表に定める通りとします。なお、料金表に定める月額利用料には、Hit Pot等レンタル料が含まれるものとします。

4. (支払方法)

「MANSION LAN3年コース」の加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできないものとします。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（基本サービス約款に基づく支払いに限りません。）を継続した加入者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

5. (更新)

- (1) 「MANSION LAN3年コース」の契約期間が満了した場合、「MANSION LAN3年コース」の契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より「MANSION LAN3年コース」の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 加入者が料金表に定めるサービス品目等の変更を行う場合、変更後のサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日が「MANSION LAN3年コース」の新たな契約開始日になるものとします。

6. (解除)

加入者が「MANSION LAN3年コース」の申し込み後、本特約の1. (申し込み)に定める申し込み要件を満たさなくなった場合、当社は「MANSION LAN3年コース」の契約を解除するものとします。

7. (解約)

「MANSION LAN3年コース」の契約の満了日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に「MANSION LAN3年コース」の契約の解約が行われる場合、加入者は「MANSION LAN3年コース」に係る料金表に定める解約料金を支払うものとします。なお、加入者が「MANSION LAN3年コース」解約後も、引き続き基本サービスの利用を継続する場合、加入者は料金表に定める月額利用料を支払うものとします。